

地 基 企 第 7 9 号

平成20年12月 1 日

地方公務員災害補償基金

各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金

理事長 成 瀬 宣 孝

石綿による健康被害にかかる公務災害認定請求等の取扱いについて（通知）

標記の件については、「石綿による健康被害にかかる公務災害認定請求等の取扱いについて（平成18年 3 月 7 日地基企第12号）」により通知しているところですが、この度、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第77号。以下「改正法」という。）が、平成20年12月 1 日から施行され、特別遺族給付金の請求期限の延長及び支給対象の拡大等の措置が講じられることとなりました。

地方公務員災害補償制度においても、改正法の趣旨にかんがみ、遺族補償にかかる公務災害認定請求等の取扱いについては、総務省自治行政局公務員部長通知（平成20年11月25日総行安第134号）の趣旨を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

つきましては、貴支部の所管に属する地方公共団体等へ周知を図られますよう、よろしくお願いします。

なお、「石綿による健康被害にかかる公務災害認定請求等の取扱いについて（平成18年 3 月 7 日地基企第12号）」及び「石綿による健康被害にかかる公務災害認定請求等の取扱いについて（平成18年 3 月17日地基企第16号）」は、廃止します。

記

- 1 地方公務員災害補償法第63条に規定する遺族補償の時効期間が満了した事案であっても、以下の要件を満たす場合は、同条に定める補償を受ける権利にかかる時効利益を放棄するものとする。

- (1) 令和13年 3 月27日までに時効が完成していること（令和 8 年 3 月26日までに死亡した場合であること）

(2) 傷病が、次に掲げる疾病であること

ア 中皮腫

イ 気管支及び肺の悪性新生物

ウ じん肺症

エ じん肺（じん肺法（昭和35年法律第30号）第2条第1項第1号に掲げる疾病）と合併した以下の疾病（じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条第1号から第5号までに掲げる疾病）

(ア) 肺結核

(イ) 結核性胸膜炎

(ウ) 続発性気管支炎

(エ) 続発性気管支拡張症

(オ) 続発性気胸

オ 良性石綿胸水

カ びまん性胸膜肥厚

(3) 請求した日が、平成18年3月27日から令和14年3月27日までの間であること

2 遺族補償年金の支給は、請求した日から5年間遡及するにとどめるものとし、請求した日の属する月の5年前の応当する月の分から支給するものとする。

3 遺族補償の受給権者に対する福祉事業については、これを支給するものとし、支給する額は以下のとおりとする。

ア 遺族特別支給金及び遺族特別援護金

支給すべき事由の生じた日（職員が死亡した日）における年度に適用されるべき額を支給するものとする。

イ 遺族特別給付金、奨学援護金及び就労保育援護金

請求した日の属する月の5年前の応当する月の分から支給するものとし、それぞれの年度に適用されるべき額を支給するものとする。

4 公務上外の認定に当たっては、労働者災害補償保険制度における「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号）に準じて判断することとし、また、認定請求がなされた場合は地方公務員災害補償基金補償課長への連絡が必要であるなど、通常石綿による疾病事案と同様に取り扱うべきであることに留意すること。